子育て支援教育カウンセラー倫理規程細則

- 1. 当協会の資格名は、「子育て支援教育カウンセラー」とし、略した表記をしないこと。
- 2. 「子育て支援教育カウンセラー」は当協会の登録商標である。研修会・事例研究会・ワークショップ等を開催し名義を使用する場合、下記条件のもとに行わなければならない。
- (1)「NPO法人日本教育カウンセラー協会」の名義を会の名称等に使用する場合は、必ず協会本部、または支部に事前に連絡し、許可を得ること。
- (2)協会本部、同支部主催の場合以外は原則として「日本教育カウンセラー協会資格認定者名簿」を使って参加者を募集してはならない。
- (3) 「日本教育カウンセラー協会資格認定者名簿」を用いて研修会・事例研究会等の案内を作成、配布する場合は必ず協会本部、同支部に届け出て許可を得ること.
- (4)都道府県・区市町村教育委員会の後援を受ける場合には、必ず協会本部、同支部に届け出ること。
- 3. 個別面接・相談を行うときは下記の点に注意し、職務範囲を逸脱しないよう常に心がけること.
 - (1)現在精神科・心療内科等の治療を受けている人のカウンセリングを引き受けてはならない(ただし担当医から文書による依頼があった場合は除く).
 - (2)現在カウンセリングを受けている人の相談にのってはならない(ただし学校などにおける指導面接の場合は除く).
 - (3)心理療法またはカウンセリングを受けている人を構成的グループエンカウンターに参加させてはならない.
 - (4)有料の個別面接は行わない.
 - (5)心理療法を要するクライエントにカウンセリングという名のもとに関与してはならない.
 - (6)子育て支援教育カウンセラーのみの資格で個人開業してはならない.
- 4 「子育て支援教育カウンセラー」として活動する場合は、つねに自己のパーソナリティとアイデンティティを 点検し「育てる」援助を心がけること。
- 5 本協会の目的および倫理規程ならびに倫理規程細則から著しく逸脱しまたは協会の名誉を傷つけることがあった場合には、本協会は「倫理委員会・懲罰規程」にしたがって「子育て支援教育カウンセラー」資格認定の取り消し、一定期間の会員資格停止、文書による戒告、口頭による注意、その他必要に応じた処分ができる。

2023年3月31日 制定